

様式第 2 号（政務活動実施報告書）

平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日

井原市議会議長
上野 安是 様

井原市議会議員 大滝文則

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 2 8 年 1 1 月 8 日～1 1 月 9 日
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	1) 東京・アットビジネスセンター池袋駅前別館 2) 都道府県会館岡山東京事務所及びアンテナショップ
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	1) 指定管理者制度と公共施設（(株)地方議会総合研究所） 2) 首都圏における情報発信及び事業展開の視察調査
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	神奈川大学法学部教授 幸田 雅治 岡山県東京事務所次長 石井 謙次 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ事務局長 中山 尚美
5. 活 動 内 容	1) ①公共経営とは②指定管理者制度の概要③制度採用の可否 ④TUTAYA 図書館の惨状⑤条例制定（指定の手続き、業務の 範囲、管理の基準）⑥議会・議員の役割⑦公共施設マネ ジメントと住民の合意形成 以上の項目に従って研修を受けました。 2) 東京事務所の概要の説明をもらい、その後平成 2 7 年度業 務成果報告書に沿って活動内容の説明をしていただき、現 状と課題等について質疑応答いたしました。 詳しくは別添のとおりです。

1. 報告書は、政務活動終了後 2 週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

(1) 指定管理者制度

「官から民へ」の流れにより平成15年9月改正地方自治法が施行され、地方自治体の「公の施設」の管理に指定管理者制度が導入され、民間営利事業者やNPO法人、社会福祉法人等の公益法人等が「公の施設」の管理への参入が出来ることになりました。

制度導入の効果としては、民間事業者の経営ノウハウにより施設の効率的な運営管理や施設の利便性が高まることが期待されていますが、管理能力の低い事業者が指定を受けた場合においては、住民や利用者の利便性や安全性が悪化する懸念も生じることになります。

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であって、経済的な成果価値のみで判断し公益性を軽視し市場原理（経費削減）を過度に進めることにより公共性が崩壊することにもなりかねない、本来は住民がより良いサービスの提供を受けるための制度であるにも関わらず、サービスの量や質が確保されない可能性もあるといった場合も想定されます。

そういったリスクを軽減していくためには、指定事業者が度々変わるといったことも出来るだけ避けることが必要である。指定管理契約の期間においては、なるべく長期の契約を結ぶことによって、運営ノウハウの蓄積や中長期的な事業計画を策定する事ができ、また人材の確保についての不安の解消にもなると考えられる。

また、指定管理者制度に伴う管理については、地方自治法244条の2に定められている。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通公共団体に提出しなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は、経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わない時その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

と、あります。

◎今後議会・議員として適正な管理の確保（モニタリング）をどのようにチェックするか？については、

○報告書の評価

○利用者の満足度

* 第三者評価の重要性などの調査が考えられるが、現在井原市議会においては、全く行われていないというのが現実であり、今後の課題を感じる研修でありました。

なお、指定管理者制度にふさわしくない公の施設としては、

① 病院

② 図書館

③ 保育所

以上を講師はあげられていました。

(2) 公共施設

公共施設を取り巻く現状は、過去に建設された施設の老朽化が進行し、維持補修費の増加また順次更新が必要となっています。しかし環境は、社会保障費関連の大幅な増加に伴い、限られた財源の中では、今まで通りの住民サービスを継続して実施することは困難という状況下にあります。

今後は、少子高齢化、市民の多様化による市民ニーズの変化に合わせた公共施設の機能の在り方を見直し転換していく必要があると考えられています。

そうした中、中長期的な公共施設等総合管理計画の策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置が行われることから各自治体が作成または作成中であります。

ここでは、

- ・老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- ・総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

等について、全ての公共施設等を対象に現状や課題を客観に把握・分析する事が必要となってきます。

次に、施設全体の管理に関する基本的な方針を作成することになり、ここでは、

- ・計画期間
- ・全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策
- ・現状分析を踏まえた基本方針
- ・バージョンアップ

などに注意を払いながら、施設全体の管理に関する基本的な方針を示すこととなります。

また、公共性を考える上では、「社会的効果（価値）」は何かを明確にし共有する事が重要であり、そのためには丁寧な合意形成（市民への情報提供、市民が参加しやすい機会の確保）が必要となって来ます。

合意形成に当たっての留意点については、

- ・過剰施設と不足施設→維持管理コストをふまえた施設数
- ・老朽化対応、修繕・改善などによる施設の質の転換といったことを市民に提供しながら、幅広い市民の参加が可能な仕組みの制度化が重要となってきます。

◎今後議会・議員の役割としては、

①住民ニーズの把握と反映

②応答性の確保が保たれる体制の構築

などについて、課題の可視化と政策議論の透明性の確保が住民と議会との相互信頼関係を築いていくうえで重要な事であると認識し、議会が執行部に求めていくべき政策について、しっかりと取り組んでいく必要があると感じる研修でありました。

(3) 岡山県東京事務所と鳥取・岡山アンテナショップ

東京事務所は中央各省庁その他関係方面との連絡の緊密化を図るとともに、県行政の推進に必要な情報の収集を処理するために設置され、

- 1) 国会及び中央省庁その他関係機関との連絡、調査及び折衝に関すること
- 2) 企業誘致、首都圏アンテナショップ及び観光の紹介及び宣伝に関すること

を中心に活動されています。

- 1) については、中央及び全国知事会等関係団体との連絡調整及び情報収集：中央省庁、国会議員等に対する提案・要望活動への支援などがあります。
- 2) については、アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」を活用しながら継続的なプロモーションを展開することにより、首都圏における岡山県や県産品の知名度向上を精力的に図っておられました。

また、全国東京事務所長会や東京岡山県人会などとの連携を緊密にすることにより、首都圏において、県政推進に資する人的ネットワークの拡大も行われています。

そうした活動を重ねながら、岡山県において重点的に取り組んでいる超精密生産技術などの分野に加え、将来にわたり成長が期待できる航空機関連分野や、食品製造業など立地の可能性がある企業に対し、岡山県の優位性や拡充された優遇制度を強くアピールしながら、企業誘致への取り組みも行われていました。

◎そうした中で、井原市が取り組んでいる四季が丘への企業誘致の可能性については、現状では困難ではないかと感じるところでした。

また、アンテナショップにおいては、通常の委託販売の他チャレンジ商品制度・店舗内の特設コーナーで、短期間のテストマーケティング（試験販売）また催事スペースでは物販やイベント、説明会などさまざまな催しに利用できるコーナーもありました。

井原市の取り組みにおいては、イベントが中心となっているのか、通常の委託販売等は少なく、今後は市役所の支援なども積極的に行いながら、井原市の知名度向上の取り組みが必要ではないかと感じました。

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成28年11月22日

井原市議会議員
上野安是様

井原市議会議員
井口勇

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成28年11月8日（火）～11月9日（水）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	1）東京・アットビジネスセンター池袋駅前別館 2）都道府県会館岡山東京事務所及びとっとり・おかやま新橋 館（鳥取県×岡山県）アンテナショップ
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	1）指定管理者制度と公共施設（㈱地方議会総合研究所） 2）首都圏における情報発信および事業展開の視察調査
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	1）講師：神奈川大学法学部教授・弁護士 幸田 雅治 2）担当職員：藤本悌弘所長・石井謙次次長・中山尚美事務局長 田中大三副参事
5. 活動内容	別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

1) 指定管理者制度と公共施設

11月8日 14:00～17:00

指定管理者制度と公共施設について

- 公共経営とは
- 指定管理者制度の概要
- 制度採用の可否
- TSUTAYA図書館の惨状
- 条例制定（指定の手続き・業務の範囲・管理の基準）
- 議会議員の役割
- 公共施設マネジメントと住民の合意形成

まとめ 指定管理については、第三者評価の重要性・公共施設については、あり方の見直し、市民に合った施設の機能に転換、単なる費用対効果ではない「社会的効果」は何かを考える必要があると感じた。

2) 首都圏における情報発信および事業展開の視察調査

11月9日 10:00～14:00

首都圏における情報発信および事業展開の視察調査

- 岡山県東京事務所の体制と業務内容
- とっとり・おかやま新橋館（アンテナショップ）の業務内容

まとめ 岡山県東京事務所では、行政課と営業課があり、行政課では、行政関係、営業課では、企業誘致の推進・アンテナショップの管理・観光・物産を中心とした情報発信活動の推進・首都圏における人的ネットワークの構築・アンテナショップの運営・首都圏における販路開拓等行っている。アンテナショップ1階では特産品の紹介場があり、2回には催事スペース・観光・移住コーナー・ビジネスセンターがあり、井原市でも多くの方に周知して利用して頂きたい。

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成28年11月14日

井原市議会議員
上野安是様

井原市議会議員

森下金三

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成28年11月8日から平成28年11月9日
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	研修会開催地 東京 視察先 岡山県東京事務所 とっとり・おかやま新橋館アンテナショップ
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	研修会 指定管理者制度と公共施設について 視察先 岡山県東京事務所の仕事内容について アンテナショップの状況について 地元企業が出店している店舗
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	研修会講師 神奈川大学法学部教授 幸田雅治 視察先説明担当者 別紙参照
5. 活動内容	8日は指定管理者制度と公共施設についての話しを受講 9日は岡山県東京事務所において平成28年度岡山県東京事務所 営業課の体制と業務内容についての説明を受ける。 ・企業誘致の推進 ・アンテナショップの管理 ・観光、物産を中心とした情報発信活動の推進 ・アンテナショップの運営 地元企業が出店している事務所を見学 地元企業が開発した三輪自転車ウォーキングバイシクル を展示販売をしている店



岡山県東京事務所

所長 藤本 悌弘



岡山県東京事務所

次長 (営業課長) 石井 謙次



岡山県東京事務所

営業課 副参事 田中大三



とっとり・おかやま新橋館
鳥取県・岡山県共同アンテナショップ
運営協議会事務局

事務局長

中山 尚美

Nakayama Naomi



両生紙製用

《《 Katayama

wbc Head Office

笹原 由美子

片山工業株式会社